主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人大塚錥子の上告理由第一点について。

所論の点に関する原審の判断は正当として首肯することができ(大審院昭和一七年四月三〇日判決・民集二一巻九号四七二頁参照)、原判決に所論のような違法はない。所論の見解は当裁判所の採らないところであり、論旨引用の判例は相当でなく、論旨は採用することができない。

同第二点について。

本件記録に徴すれば、所論原審の判断は是認することができ、原判決に所論のような違法はなく、論旨は採用するに足りない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	玄隹
裁判官	飯	村	義	美